改正概要説明書	
国名：ブルネイ	法令名：商標法
改正情報：2022 年 6 月公布	
改正概要： 1. TRADE MARKS ACT (AMENDMENT) ORDER, 2017 (2017 年 1 月 26 日施行)に伴う改正(第 4 条，第 53A 条，第 74 条) 2. 商標の定義から「視覚的に認識」が削除され，音，香り等の新しい商標も登録可能となった。(第 4 条) 3. マドリッド協定議定書による国際出願の受理を可能にする条項が追加された。 なお，ブルネイはマドリッド協定議定書には，2019 年 10 月 6 日に加盟し，2017 年 1 月 6 日に発効している。(第 53A 条) 4. 登録商標や出願商標に関する情報が官報に代わり商標公報(Trade Marks Journal)に掲載されることになった。(第 74 条)	
改正内容： ・第 4 条 「視覚的に認識」が「知覚することができる標識」に改正された。 ・第 53A 条 マドリッド協定議定書に関する新設条文である。 ・第 74 条 公報に関して明確化された。	